



光陽通信

発行月：2018年7月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要性が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第6号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2018年夏号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- 優先権主張の手続について p5
- 意匠・商標 p6
弁理士紹介
各種セミナーのご紹介
- 海外の特許事情 p7
ライドシェアの法律問題
- 銀座界隈「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

知財高裁平成30年1月15日判決（平成29年（行ケ）第10107号）

～商標権の共有者の一部による商標登録取消審決に対する取消訴訟提起の可否～

第1. 初めに

本判決は、商標権の共有者の一部による商標登録取消審決の取消訴訟の提起の適法性について、初めて判示した判決である。なお本判決においては、結論として、登録商標と使用商標の同一性を否定して原告の請求を棄却しているが、以下においては、上記論点に関する部分のみを扱う。

第2. 事案の概要

原告（株式会社メディカルズ）及び株式会社いきいき緑健（以下「いきいき緑健」という。）は、登録第5151243号商標の商標権者である。

被告は、平成26年1月10日、特許庁に対し、本件商標は、その指定商品について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが使用した事実がないとして、商標法50条1項の規定に基づく本件商標の商標登録の取消しを求める審判を請求し、当該請求は同月29日に登録された。

特許庁は、これを取消2014-300025号事件として審理し（以下「本件審判」という。）、平成29年3月31日、「登録第5151243号商標の商標登録は取り消す。」との審決をし（以下「本件審決」という。）、その謄本は、同年4月10日、原告に送達された。

原告は、平成29年5月10日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

被告は、本案前の抗弁として、本件は、商標権者を原告といきいき緑健の2名とする商標登録の取消審決に対する取消訴訟であるところ、共有に係る商標権の商標登録の取消審決に対する審決取消訴訟は、共有者全員で訴えを提起する必要がある固有必要的共同訴訟に当たることから、共有者の1名のみによる訴え提起は不適法であり、これを却下すべきであると主張した。

第3. 判旨

本判決は、以下のように述べて、原告による本件訴訟の提起を認めた。「被告は、原告といきいき緑健は、本件商標に係る商標権を共有するところ、原告は、単独で本件審決の取消しを請求するから、本件訴えは不適法であると主張する。

しかし、いったん登録された商標権について、登録商標の使用をしていないことを理由に商標登録の取消審決がされた場合に、これに対する取消訴訟を提起することなく出訴期間を経過したときは、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることとなり、登録商標を排他的に使用する権利が消滅するものとされている（商標法54条2項）。したがって、上記取消訴訟の提起は、商標権の消滅を防ぐ保存行為に当たるから、商標権の共有者の1人が単独でもすることができるものと解される。そして、商標権の共有者の1人が単独で上記取消訴訟を提起することができるとしても、訴え提起をしなかった共有者の権利を害することはない。

また、商標権の設定登録から長期間経過した後他の共有者が所在不明等の事態に陥る場合や、訴訟提起について他の共有者の協力が得られない場合なども考えられるところ、このような場合に、共有に係る商標登録の取消審決に対する取消訴訟が固有必要的共同訴訟であると解して、共有者の1人が単独で提起した訴えは不適法であるとする、出訴期間の満了と同時に取消審決が確定し、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることとなり、不当な結果となりかねない。

さらに、商標権の共有者の1人が単独で取消審決の取消訴訟を提起することができるとしても、その訴訟で請求認容の判決が確定した場合には、その取消しの効力は他の共有者にも及び（行政事件訴訟法32条1項）、再度、特許庁で共有者全員との関係で審判手続が行われることになる（商標法63条2項の準用する特許法181条2項）。他方、その訴訟で請求棄却の判決が

確定した場合には、他の共有者の出訴期間の満了により、取消審決が確定し、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることになる（商標法54条2項）。いずれの場合にも、合一確定の要請に反する事態は生じない。なお、各共有者が共同して又は各別に取消訴訟を提起した場合には、これらの訴訟は、類似必要的共同訴訟に当たると解すべきであるから、併合の上審理判断されることになり、合一確定の要請は充たされる。

以上によれば、商標権の共有者の1人は、共有に係る商標登録の取消審決がされたときは、単独で取消審決の取消訴訟を提起することができるので解するのが相当である（最高裁平成13年（行ヒ）第142号同14年2月22日第二小法廷判決・民集56巻2号348頁参照）。

よって、原告は、単独で本件審決の取消しを請求することができる。被告の本案前の抗弁は、理由がない。」

第4. 解説

1 本判決前の事情

商標権が共有に係る場合、共有者は共同して審判を請求しなければならない、共有に係る商標権について商標権者を被請求人として審判を請求するときは、共有者全員を被請求人にしなければならない（商標法56条が準用する特許法132条2項及び3項）。

しかし審決取消訴訟の提起については、同様の規定は存在しない。そこで、共有者の一部のなした提訴については、審決取消訴訟を固有必要的共同訴訟（共同訴訟人たるべきものが共同して初めて当事者適格が認められる訴訟類型）であるとして不適法とする説と、審決取消訴訟の提起を保存行為（財産の現状を維持する行為）として、民法264条の準用する民法252条ただし書に基づき適法とする説とが存在したところ、最高裁判決は、審決取消訴訟に係る審判の種類によって、両者を使い分けていた。

まず、旧実用新案法の事案ではあるものの、拒絶査定不服審判の不成立審決に対する取消訴訟については、合一的確定の必要性を重視して、固有必要的共同訴訟であるとし、共有者の一部による審決取消訴訟の提起は、不適法として却下すべきものとしていた（最判平成7年3月7日民集49巻3号944頁）。そして、合一的確定の必要性という根拠は同様であることから、この考え方は、商標法にも該当するものと解されている。

これに対し、商標登録無効審判の無効審決に対する取消訴訟については、無効審決による権利の消滅を防止する保存行為に該当するものとして、商標権の共有者の一部による提訴を適法としていた（最判平成14年2月22日民集56巻2号348頁）。

2 本判決について

商標法においては、特許法等と異なり、商標登録を事後的に取り消す商標登録取消審判の制度、すなわち不使用取消審判（商標法50条）、商標権者による不正使用取消審判（商標法51条）、商標権の移転の結果の不正使用取消審判（商標法52条の2）、使用権者による不正使用取消審判（商標法53条）及び代理人等による不正登録取消審判（商標法53条の2）が設けられているところ、商標権の共有者の一部による商標登録取消審決の取消訴訟の提起の可否につき判断を示した判決は存在しなかった。本判決は、この点について初めて判示した判決である。

すなわち、本判決は、上記最判平成14年2月22日民集56巻2号348頁を引用の上、①商標登録取消審決の取消訴訟の提起が、商標権の消滅を防ぐ保存行為に当たる点、②商標権の共有者の1人が単独で商標登録取消審決の取消訴訟を提起することができるとしても、訴え提起をしなかった共有者の権利を害することはない点、③共有者の1人による商標登録取消審決の取消訴訟の提起を不適法であるとする、出訴期間の満了と同時に取消審決が確定し、商標権は審判請求の登録日に消滅したものとみなされることと

なり、不当な結果となりがねない点、④商標権の共有者の1人が単独で商標登録取消審決の取消訴訟を提起することができる点と解しても、合一確定の要請に反する事態は生じない点を指摘し、商標権の共有者の1人による商標登録取消審決の取消訴訟の提起を認めている。

審判には、拒絶査定不服審判に代表される、審判請求人と審判官との間で争われる所謂査定系の審判と、無効審判に代表される、審判請求人と審判被請求人との間で争われる所謂当事者系の審判とが存在するところ、商標登録取消審決は、審判請求人と審判被請求人との間で争われるものであり、当事者系の審判に該当する。

したがって、本判決において、商標登録取消審決の取消訴訟につき、同様に当事者系の審判である無効審判の無効審決に対する取消訴訟と同様に、商標権の共有者の一部による提起を認めたことは、極めて自然な判断である。

3 今後について

本判決は、不使用取消審判における取消審決に係る事案であるものの、

本判決が述べる理由は、他の商標登録取消審判の取消審決にも当てはまることから、商標登録取消審決の取消訴訟全般について通用する判決であるといえることができる。

従前より、当事者系の審判の代表たる商標登録無効審判の無効審決に対する取消訴訟については、保存行為として共有者の一部による提起を認めるべきことが確定的な解釈であったところ、本判決によって、これまで判断されていなかった商標登録取消審決の取消訴訟についても同様の判示がなされたことによって、当事者系の審判に係る審決の取消訴訟全般につきこの理が当てはまるものが、一層明確化されたものといえる。

また、査定系の審判に係る審決の取消訴訟について、当事者系の審判の場合と区別して共有者の一部による提訴を認めない点には、批判も強いことから、本判決は、査定系の審判に係る審決の取消訴訟のみを固有の共同訴訟と解する解釈の妥当性についても、再考する契機となることが期待されるものである。

優先権又はパリ条約の例による優先権主張の手続き 方式審査便覧28.01

弁理士 荒船良男

1. 優先権主張の申立て

- (1) 優先権を主張しようとする者は、その旨並びに基礎出願の同盟国の国名及び基礎出願の年月日を記載した書面（優先権主張書）を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国際特許出願については、特許協力条約の規定に従って、手続をしなければならない。
- (2) 具体的期間は、優先日から1年4月の期間が満了する日又は優先権主張出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）である。この期間は、実用新案登録出願の場合、出願日から1月である。

2. 優先権証明書の提出

- (1) 優先権証明書は優先日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、電磁的方法により優先権証明書に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合には、優先権証明書に代えて、優先権証明書提出期間内に提出の番号その他当該事項を交換するために必要な事項を記載した書面（証明書代替書面）を特許庁長官に提出することができる。
- (2) 期間内に優先権証明書又は証明書代替書面の提出がなかったときにはその旨が出願人に通知され、出願人は、その通知日から2月以内に限り、優先権証明書又は証明書代替書面を提出することができる。
- (3) 不責事由があり、通知日から2月以内に優先権証明書又は証明書代替書面を提出することができないときは、次の期間に、優先権証明書又は証明書代替書面を提出することができる。
 - ①優先権証明書を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出をすることができなかった場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては、2月）。
 - ②それ以外の場合、優先権証明書又は証明書代替書面を提出することができなかった理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）。ただし、当該期間が通知日から2月の期間の経過後6月を越えるときは、通知日から2月の期間の経過後6月。

3. 基礎出願番号を記載した書面の提出

優先権の主張をした者は、基礎出願の番号を記載した書面を優先権証明書とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4. 分割若しくは変更に係る新たな出願又は実用新案登録に基づく特許出願の優先権主張の手続

- (1) 優先権主張書又は優先権証明書の提出（原則）
優先権主張出願をもとの出願として分割に係る新たな出願（分割出願）、変更に係る新たな出願（変更出願）又は実用新案登録に基づく特許出願（新特許出願）をする場合において、パリ条約による優先権の主張をするためには、もとの出願について優先権の利益を享受していなければならないが、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書の提出をしていない場合には、分割出願、変更出願又は新特許出願で優先権の主張をすることはできない。また、原則として、分割出願、変更出願又は新特許出願についても優先権主張書及び優先権証明書を提出する必要がある。
- (2) 例外その1
もとの出願に対して提出された書面又は書類であつて、分割出願、変更出願又は新特許出願について提出しなければならない優先権主張書又は優先権証明書は、当該分割出願、変更出願又は新特許出願と同時に提出されたものとみなされる。
- (3) 例外その2
分割出願後にもとの出願を取り下げた場合、変更出願をしたことによりもとの出願を取り下げたとみなされた場合、又は新特許出願をするためにもとの実用新案権を放棄した場合は、もとの出願が特許庁に係属していない。そのため、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書を提出することができず、分割出願、変更出願又は新特許出願について優先権主張の手続きを完備することができる。そこで、以下の①から③の場合の各期間に、優先権主張書又は優先権証明書の提出を認める。
 - ①もとの出願に優先権証明書を提出しないまま、分割出願をした場合
もとの出願に対して優先権主張書を出している場合であつて、優先権証明書の提出の時点においてもとの出願が取下等により特許庁に係属しておらず、優先権証明書を提出することができる場合は、もとの出願についての優先権証明書の所定の提出期間内に限り、優先権証明書の提出を認める。なお、分割出願時よりも後に「もとの出願」に提出された書面又は書類であつても、それが期間内に提出されている限り、分割出願と同時に提出された書面又は書類とみなされる。
 - ②もとの出願に優先権主張書を出さないまま、変更出願又は新特許出願をした場合
変更出願又は新特許出願は、分割出願と異なり、出願形式の変更であつて、もとの出願から派生した新たな出願ではないことから、みなし取下げ又は放棄されたもとの出願に代わつて、もとの出願の優先権主張書の提出期間内に限り、優先権主張書が提出できる。提出できる期間は(i)～(iii)である。
 - (i) 実用新案登録出願の日から1月以内に特許出願に変更する場合
もとの実用新案登録出願の日から1月
 - (ii) 実用新案登録出願の日から1月以内に設定登録され、当該実用新案登録に基づく新特許出願をする場合
もとの実用新案登録出願の日から1月
 - (iii) 特許出願の日から1月以内に実用新案登録出願に変更する場合
もとの特許出願の日から1月
 - ③もとの出願に優先権証明書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合
もとの出願に対して提出しなければならない優先権証明書は変更出願又は新特許出願に対して提出するものとし、この優先権証明書は、もとの出願について適用される提出期間内に提出できる。
 - (i) 特許出願に変更する場合又は新特許出願をする場合
もとの出願が実用新案登録出願である場合又は実用新案登録を基礎とする場合は、優先日から1年4月
 - (ii) 実用新案登録出願に変更する場合
もとの出願が特許出願である場合は、優先日から1年4月

5. 特許法第43条の2のパリ条約の例による優先権主張の手続

- (1) 特許出願
優先権を主張しようとしたにもかかわらず、優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった者は、その特許出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間（優先期間経過後2月）内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、パリ条約第4条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。
- (2) 優先権主張の申立て
経済産業省令で定める優先権主張書の提出期間は、優先期間の経過後2月以内である。
- (3) 回復理由書の提出
優先権主張書の提出期間内に、正当な理由があることを証明する書面を添付した回復理由書を提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、正当な理由があることを証明する書面の添付は要しない。
- (4) 優先権証明書の提出
優先権証明書の提出期間は、パリ条約による優先権主張の場合と同様である。

意匠

特許及び意匠での広範な権利保護について

弊所では、製品を産業財産権によって広範に保護したい場合、特許出願と意匠出願での重層的保護をお勧めしております。一般に、意匠権の保護範囲は狭いと考えられていますが、製品によっては、特許請求の範囲よりも、意匠の類似範囲の方が広い場合が多々あります。また、保護期間においても、特許権は原則特許出願日から最長20年である一方、意匠権は意匠登録日から最長20年であり、意匠権の方が遅くまで存続します。その他、意匠出願は拒絶理由がなければ、ほぼ1年以内（早ければ半年以内）に登録査定が参りますので、特許成立までの権利の空白期間を埋めるという意味でも有効です。このように様々なメリットがある事から、外観が視覚的に認識可能な発明については、特許出願と意匠出願の二本立てでの権利取得がお勧めしております。しかし、費用的に厳しい場合、次のような方法もごございます。「まず特許出願を行い、出来るだけ広い範囲の特許権の取得を目指し、その後意匠権の方が広くなりそうな場合、意匠登録出願へ出願変更し意匠権を取得する」。

特許出願から意匠登録出願への変更については、意匠法13条第1項に規定されており、出願変更の要件が満たされている場合、変更出願は原出願の時にしたものと看做されます。しかし、出願内容の同一性が認められないなど出願変更の要件に違反した場合、その出願は原出願時に申したものと看做されず、現実に出願変更を行った時に申されたものとして登録要件が判断されてしまうため注意が必要です。特に、図面における同一性が問題になることが多く、原特許出願の図面に意匠登録出願の意匠の具体的な形態が十分に開示されていなければなりません。これは必ずしも、特許図面に意匠登録出願に必要な「同一縮尺で表わされた一組の図面」が記載されている必要はありませんが、「実質的に同一」レベルで変更後の意匠登録出願の内容（全体）が原特許出願中に記載されていることが必要です。従って、特許出願時から変更出願の可能性を考慮し、図面作成を行うことが重要になります。なお、特許出願を意匠登録出願に変更すると、原特許出願はみなし取り下げとなってしまうため、特許出願も残しておきたい場合などには、実務上のテクニックとして、特許出願を分割し、その分割出願を意匠登録出願に変更することも可能です。

このように、弊所では、貴社に最適な権利保護を様々な角度から多面的にご提案しておりますので、ぜひご相談頂けますと幸いです。

商標

識別力が弱いと思われる商標について

平成27年より動き・音・位置など新しいタイプの商標について登録をすることができるようになり、以前から認められていた立体商標とともに、様々なタイプの商標の登録が可能となっております。しかし依然として、商標構成中に自他商品役務の識別力を有する文字や図形などが無いものは、原則として商標全体として識別力を有しないと判断されており、登録のハードルは極めて高いと言えます。そのような状況の中、株式会社明治様より3月30日付で「きのこの山」が立体商標に登録されたことと発表されました。これは、一度は登録を拒絶されたものの、諦めることなく意見書の提出や認知度調査などを行うなどの長期に亘る活動の成果と言えます。商標は半永久的に更新可能であるため、大変強い権利と言えます。類似品対策にも大変有効です。貴社が長年使用されている、一見商標登録が難しいと思われる標章についても、ぜひ弊所にて商標権取得の挑戦をご検討ください。

文：弁理士 荒船 博司

弁理士紹介

弁理士 浅野 芳洋

私は、元々理学系の研究畑におり、特許発明よりは専ら科学論文で研究発表を行ってまいりました。とはいえ、目的の方向性、特に実利的な考え方の違いを別とすれば、課題とその解決における考え方や話の組み立て方の土台において、論文発表と特許発明との間にそれほど大きな違いがあるわけではありません。

また、専門分野の知識だけでなく、土台となる分野や関連する分野の知識の柔軟な理解がいかに関与に重要であるかを痛感しながら知識の習得に努めてまいりました。現在は、そんな研究生活やそれ以前に身につけた知識及び経験を生かせる環境で、皆様の発明の権利取得をお手伝いできるような日々努力しています。

発明者の皆様の苦勞の積み重ねである様々な新技術に多く触れられるということは、弁理士という職の楽しさの一つです。その技術を理解して本質部分を抽出し、特許法の枠内で正確かつ客観的な説明と効果的な主張や権利範囲を文章として組み立てていく上で、お話を伺っていくと、その技術、思想の脇や後ろにより広い課題や適用範囲、深い課題や応用範囲が広がっている場合もしばしばあります。

特許出願や拒絶理由通知への対応といった限られた時間の中でもこれらを丁寧に検討し、御提案、御相談しながら、最終的に御満足いただけるように知恵を絞っていきたくと常々考えています。

各種セミナーのご紹介

特許明細書作成セミナー



目的 特許明細書（明細書、特許請求の範囲、図面、要約書）の書き方を習得する。

概要 特許明細書の書き方を、手順を追って分かりやすく解説する。具体的には、クライアントの技術分野の中で、比較的分かりやすい過去出願を題材として、予め準備した発明提案書をもとに特許明細書を実際に書いてもらうことで、理解を深める。本セミナーは、2回に分けて行う。

(1) 第1回セミナー

最初に、特許明細書の役割について講義を行う。

次いで、発明提案書から、本質的な課題を抽出し、抽出した課題を解決するための手段（特許請求の範囲）を作成するところまで行う。

(2) 第2回セミナー

前提として、参加者は、第1回の終了後、明細書の残りの部分を作成し、事前に提出する。

作成された明細書について、個別に問題点を指摘し、修正してもらう。

次いで、弊所で作成した明細書をもとに、何をどのように書くべきか、権利取得の観点、権利行使の観点、外国出願を考慮した観点などを踏まえて説明する。

特徴

- ・講義中心ではなく、演習を通じて理解させる。
- ・少人数形式（8～10名程度）で個別に指導する。

● 詳しくはお問い合わせください



海外の特許事情

アメリカ合衆国においては、Oil States 事件に関し、2018年4月24日付けで、米国最高裁判所は、「米国特許庁の当事者系レビュー（IPR）はアメリカ合衆国憲法に違反していない」との判決を下しました。

中国においては、「2017年中国知的財産権保護状況」白書が発表された。2017年、専利行政法執行事件の処理件数は6.7万件で、前年比56.3%増、商標行政法執行事件の処理件数は3.01万件で、関連の金額は3.33億元であった。知的財産権の民事、行政、刑事の第一審事件が21.35万件新たに受理され、前年比40.37%増となった。2017年、中国出願人が出願したPCT出願は合計48882件で、前年比13.2%増となり、米国に次いで世界第2位になった。

台湾においては、台湾特許庁が2018年5月18日に専利法改正草案を公表しました。今後は業界からの意見を参照しつつ、台湾特許庁内部で草案内容が検討されます。草案における主な改正内容は次の通りです。

- ・国際優先権主張期間を徒過した場合の救済規定を整備。
- ・特許査定後の分割について、時期的要件を30日以内から3月以内へ緩和し、再審査を経た特許査定後の分割も認める。

- ・出願審査の請求期間を徒過した場合の救済規定を整備。
- ・意匠の存続期間を12年から15年に延長。

台湾の經濟部知的財産局が公表した2017年統計資料によると、専利（特許、実用新案、意匠を含む）の出願について、台湾法人として Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited (TSMC) が9377件でトップ、外国法人としてはアリババが762件で首位になった。TSMCは成長し続けており、2017年には過去最高を記録した。

韓国では、AI半導体に関する特許出願が2017年には391件で、2年前に比べて5倍超に増加した。特に、「機械学習用非メモリ半導体」と「ニューロモフィック (Neuromorphic) 用非メモリ半導体」の特許出願の増加傾向が目立った。これは「機械学習用非メモリ半導体」の場合、機械学習用アルゴリズム駆動に高性能・高容量の半導体が必要なため、「ニューロモフィック用非メモリ半導体」の場合にはハードウェア的に人間の脳神経を模倣した次世代AI半導体の構造として、最近の業界の強い関心と活発な研究活動が反映されたためと推測されます。

(以上は、現地代理人ニュースレターなどを参考としたものです。)

文：弁理士 荒船 博司

ライドシェアの法律問題

弁護士 中井 英登

1 ライドシェアとは

「ライドシェア」とは、クラウドソーシング（インターネットを介して注文者と発注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス。平成30年3月30日厚労省「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書34頁参照）の一種で、プラットフォーム事業者（Uber等。以下、「事業者」といいます。）が、スマホアプリを用いて利用者と運転手を結びつけるサービスのことです。以下、利用者及び運転手それぞれの立場から、法律問題を概観します。

2 利用者の立場から

「ライドシェア」では、通常、利用者と事業者、事業者と運転手との間に、それぞれ請負契約が成立する一方、利用者と運転手との間には、直接契約関係が成立していません。そのため、事業者は、利用者に対し、請負人（＝運転手）の不法行為等について、原則として責任を負いません（民法第716条）。

ただし、我が国では、現在、「自家用自動車」の有償運送利用は、原則として禁止されていることから（道路運送法第78条）、運転手の多くは事業用車両を利用しての個人事業主と思われます。そのため、少なくとも交通事故については、自賠責保険及び任意保険による救済を受けられる可能性が高いと考えられます。また、後述する運転手の労働者性が肯定される場合には、その使用者である事業者に対する民事上の責任追求（民法第715条1項）の可否につき、検討の余地があります。

3 運転手の立場から

前述のとおり、「ライドシェア」の事業主と運転手との関係は、請負契約であり、運転手は、労働基準法、労災保険法その他の労働関係法令上の「労働者」ではないと解されています。その場合、運転手は、労働関係法令の保護を受けられないこととなります。しかし、実務上、労働関係法令上の「労働者」にあたるか否かは、契約の形式ではなく、その実態に即して判断されます。すなわち、労務提供者と受領者との間の「使用従属関係」を主たる判断基準として、その他の要素も付加的に考慮して、個別具体的事案に応じて労働者性を判断しています。この点、「ライドシェア」の運転手については、一般的に、①労働組合法上の労働者性は認められやすく（注）、②労働基準法・労災保険法上の労働者性は認められにくいものと考えられています（水谷英夫「AI時代の雇用・労働と法律実務 Q&A」129,131頁参照）。

なお、このような雇用類似の働き方をする就労者（worker）の保護の必要性については、政府において議論が進められているところです（前掲報告書39頁参照）。

注) ただし、一般の独立自営業者と比べて、組織化が困難なことが予想されます。

銀座界限

てくてく
グルメ



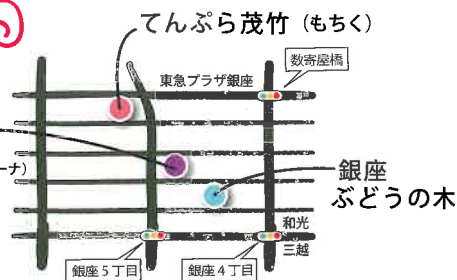
光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました!



とっておきのお店を
ご紹介致します

MAP

ANTEPRIMA
CASA CUCINA
(アンテプリマカーサ・クチーナ)



ANTEPRIMA CASA CUCINA

(アンテプリマカーサ・クチーナ)

中央区銀座 5-5-12 B1F 電話: 03-3572-8151



■ 営業時間

ランチ 11:30 ~ 15:00 (L.O./14:00)

ディナー 18:00 ~ 23:00 (L.O./22:00)

※日曜はランチのみの営業

■ 定休日 月曜日

ワイヤーバッグが象徴的なブランド「ANTEPRIMA」が手がける、温かな接客と寛ぎの空間が魅力的なレストラン。ランチコース(3,800円(税別)より)で提供される各料理は、厳選された食材が用いられたイタリアンでありながら、随所に和のテイストがちりばめられており、食材の新しい味わい方の発見も楽しめる。

てんぷら 茂竹 (もちく)

中央区銀座 6-5-16 三楽ビル 2F 電話: 03-3571-1578



■ 営業時間 11:30 ~ 14:00
17:00 ~ 21:00

朗らかな4代目がカウンター越しに迎えてくれる、創業から100年余銀座の地で愛され続けるてんぷら店。昼食時には、盛り合わせ天井(税込3,000円)をはじめとして食べやすい大きさに揃えられた旬の野菜や魚がサククリと揚がった上品な味わいの天井を味わえる。小鉢、お椀と一口甘味が付くのも嬉しい。カウンター8席のみ。

銀座ぶどうの木

中央区銀座 5-6-15 座STONEビル 2F 電話: 03-5537-3140



旬の食材と作りたての美味しさにこだわった、皿盛りデザートの専門店。目の前でフランベして仕上げられるクレープシュゼット(税込1,944円)は、パターのココとオレンジの酸味、洋酒の香りがクレープ生地にとても合う1979年の創業時から人気の一皿。クラシック音楽が流れる落ち着いた店内で、美しいデザートをやつくりと堪能したい。

■ 営業時間

【月~土】

11:00 ~ 20:00 (L.O./19:30)

【日・祝】

11:00 ~ 19:00 (L.O./18:30)



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL: 03-5251-5721 (代表) FAX: 03-5251-5727

URL: <http://www.koyo-patent.co.jp>